

Straight away

IFRS bulletin from PwC

21 May 2012

IASB が、2013 年度から適用される 6 つの基準に対する「年次改善」を公表

下記の表は、2009-2011 サイクルの年次改善プロジェクトから生じた、基準に対するより重要な変更およびそれらが経営に与える影響を概説しています。

基準	修正	実務に与える影響	発効日
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に対する修正	当修正は、特定の状況において、企業はIFRS第1号を再度適用できることを明確にしている。	<ul style="list-style-type: none"> 以前に IFRS を適用していたもののその後適用を中止した企業が、IFRS の適用を再開する場合、当該企業は IFRS 第 1 号の適用を認められる。しかし、これは強制ではない。 IFRS 第 1 号の規定は、IFRS への移行プロセスを容易にすることを意図している。以前に IFRS 財務諸表作成者であった企業にとって、今まで IFRS を適用して財務諸表を作成したことがなかったかのように IFRS 第 1 号を適用することは、単に IFRS を適用して財務諸表の作成を再開するよりも負担が大きくなる可能性がある。当修正は、IFRS 第 1 号を適用するか否かの選択を認めている。 当修正は、乱用を避けるために IFRS 適用の財務諸表の作成を中止した理由と再開した理由を開示するよう経営者に要求している。 	2013年1月1日以後開始する事業年度に遡及適用する。早期適用は認められる。
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に対する修正	当修正は、企業がIAS第23号「借入費用」の適用時期としてIFRS移行日またはIFRS移行日前の日付のいずれかを選択できることを明確にしている。	<p>企業が選択したいずれかの日付からIAS第23号を適用するにあたり、</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前の会計原則に基づく借入費用は修正再表示しない。かつ IAS 第 23 号は、借入費用が従前の会計基準の下で資産化されていたかどうかに関係なく、移行日時点で建設中であった適格資産にかかる借入費用に適用される。 	2013年1月1日以後開始する事業年度に遡及適用する。早期適用は認められる。



基準	修正	実務に与える影響	発効日
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に対する修正	<p>当修正は、企業が以下のいずれかによって、第3の財政状態計算書を提供する場合の比較情報の開示要求を明確にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」による要求 任意 	<ul style="list-style-type: none"> 企業が、IAS 第 8 号の要求により追加の財政状態計算書を作成する場合、当該財政状態計算書は、前報告期間の開始日現在、すなわち、期首の状態としなければならない。この財政状態計算書に関連する注記は要求されない。 経営者が任意で、たとえば損益計算書、財政状態計算書などの追加の比較情報を提供する場合、これらの追加の計算書には関連する注記を付けなければならない。 	2013年1月1日以後開始する事業年度に遡及適用する。早期適用は認められる。
上記 IAS 第 1 号に対する修正の結果としての IFRS 第 1 号に対する修正	<ul style="list-style-type: none"> 派生的な修正は、初度適用企業は表示されるすべての計算書に関連する注記を付けなければならないことを明確にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 初度適用企業は、移行時の財政状態計算書に関連する注記を付けなければならない。 	2013年1月1日以後開始する事業年度に遡及適用する。早期適用は認められる。
IAS 第 16 号「有形固定資産」に対する修正	<ul style="list-style-type: none"> 当修正は、交換部品や保守器具が有形固定資産の定義を満たす場合、棚卸資産ではなく有形固定資産として分類することを明確にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> IAS 第 16 号の修正前の文言では、保守器具は、一会計期間を超えて使用される場合であっても棚卸資産として分類しなければならないと規定されていた。当修正により、一会計期間を超えて使用されるこのような器具は有形固定資産に分類される。 	2013年1月1日以後開始する事業年度に遡及適用する。早期適用は認められる。
IAS 第 32 号「金融商品:表示」に対する修正	<ul style="list-style-type: none"> 当修正は、分配および取引費用にかかる法人所得税の取り扱いを明確にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 修正前の IAS 第 32 号では、分配の税効果および資本取引の税効果を純損益または資本のいずれにおいて会計処理しなければならないかが曖昧であった。 当修正は、IAS 第 12 号に従って会計処理することを明確にしている。そのため、分配にかかる法人所得税は純損益において認識され、資本取引の費用にかかる法人所得税は資本において認識される。 	2013年1月1日以後開始する事業年度に遡及適用する。早期適用は認められる。
IAS第34号「中間財務報告」に対する修正	<ul style="list-style-type: none"> 当修正は、中間財務諸表におけるセグメント資産および負債の開示要求を明確にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 当修正は、IAS 第 34 号を IFRS 第 8 号「事業セグメント」に整合させている。 資産および負債の合計額の測定値が最高経営意思決定者(CODM)に定期的に提供されており、その測定値について直近の年次財務諸表から重要な変動があった場合は、測定値の情報を中間財務諸表の事業セグメントに示さなければならない。 	2013年1月1日以後開始する事業年度に遡及適用する。早期適用は認められる。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.